

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の役員、職員の旅費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、交通費、宿泊費、日当とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、協会の指定する順路とする（運賃計算ソフトを利用）。

2 旅行日数は、本協会業務のために要した日数とする。

(交通費)

第4条 交通費は、その利用した交通機関に応じて、航空運賃、鉄道運賃、バス運賃等の往復旅費を支給する。

規定旅費としては運賃計算ソフトの計算によるものとする。

2 県内の交通費は次の各号のとおりとする。（規定上限旅費）

(1) 東部地区—西部地区 4,000円

(2) 隣接地区 2,000円

(東部地区—中部地区、中部地区—西部地区)

(3) 同一地区 1,000円

3 旅程の状況により、前項の規程では支弁するのが困難な場合は、専務理事の許可のもと増額することができる。

(宿泊費)

第5条 宿泊は、宿泊した泊数を支給する。

2 1泊の宿泊費は次の各号のとおりとする。（規定上限宿泊費）

(1) 鳥取県内 7,000円

(2) 鳥取県外 7,000円

(3) 鳥取県外 10,000円

鳥取県旅費支給基準甲指定都市

さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、

3 宿泊先の状況により、前項の規程では支弁するのが困難な場合は、専務理事の許可のもと増額することができる。

(日 当)

第6条 旅行の日数に応じ、次の日当を支給する。（規定日当）

(1) 鳥取県内 全日 2,000円

半日 1,000円 (3時間を越えないもの)

(2) 鳥取県外 2,000円

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成28年4月23日制定、平成28年4月1日施行とする。